

新潟県条例第79号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第28条関係）		別表（第28条関係）	
手数料を納めなければ ならない者	手 数 料 の 額	手数料を納めなければ ならない者	手 数 料 の 額
1～20（略）	（略）	1～20（略）	（略）
<u>20の2 法第60条の3</u> <u>第1項ただし書の規</u> <u>定により建築物の高</u> <u>さに関する特例の許</u> <u>可の申請をしようと</u> <u>する者</u>	<u>1件につき 160,000円</u>		
21～40（略）	（略）	21～40（略）	（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。